

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年7月24日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 7 国名：エチオピア 担当：産業開発・公共政策部  
案件名：全国地熱発電開発マスタープラン策定プロジェクト

1 契約予定期間：2013年9月下旬～2015年3月下旬

2 参加要件

海外における地熱開発に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月7日から2013年8月9日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月7日から2013年8月12日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月23日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 9月上旬
- (5) 契約交渉 : 9月上旬～9月中旬

5 業務の目的

エチオピア国(以下「エ」国)は東部アフリカの地熱有望諸国の中では比較的大規模な地熱資源を有すると見込まれており、これまでに既に16以上の地熱発電有望地点が特定されている。また、全国の地熱発電ポテンシャルは5,000MW程度と目されており、「エ」国としては、安定的かつ持続的な電力供給に向けて、エネルギーミックス中の地熱発電の占める割合を増大すべく、地熱開発を積極的に推進する意向である。

このような「エ」国政府の意向も踏まえ、JICAとしてもすでに「エ」国を含む5ヶ国を対象に(ケニア国、「エ」国、ジブチ国、タンザニア国、ウガンダ国)「アフリカ地熱開発に係る現状確認調査」(2010年)を実施した。この結果、これまでの「エ」国における地熱有望地点調査は、様々なドナー機関等が異なる調査対象・方法で行ったため、統一的な基準による資源量評価を行うには、データの蓄積・包括性が不十分な状態にあることがわかった。このため、具体的な開発の優先順位等を含む地熱開発計画を策定するには至っておらず、具体的な開発への着手もAluto-Langano地熱発電所のみとなっている。

このような背景から、「エ」国の地熱開発実施機関であるエチオピア地質調査所(GSE)は、我が国政府に対して地熱資源量評価、開発の優先順位付けを含む地熱開発マスタープランの策定及び地熱開発に係る能力開発への協力の要請を行った。これを受けてGSEをカウンターパート(C/P)とする地熱開発マスタープラン策定プロジェクトの実施を決定し、6月中旬に本プロジェクトに係るR/Dが締結された。

本業務は上記地熱開発マスタープランを策定するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

GSEオフィスの所在するアジスアババ及び、大地溝帯エリアの16の地熱有望地点

(2) 業務内容

ア データ収集及び文献調査

- (ア) 対象地熱有望地点16カ所における既存地表調査のレビュー
- (イ) 環境社会配慮に関する情報のレビュー
- (ウ) 既存電力系統と発電・送電計画のレビュー
- (エ) 対象地熱有望地点16カ所へのアクセスの確認
- (オ) 追加で必要となる調査の特定と優先順位付け
- (カ) 必要器材の仕様特定
- (キ) 対象地熱有望地点16カ所のリモートセンシングによる調査・解析

イ 対象地熱有望地点16カ所での地表調査

- (ア) 地質調査
- (イ) 地化学調査
- (ウ) 環境社会配慮調査

ウ データベース構築及びマスタープラン策定

- (ア) 地表調査のデータ解析
- (イ) データベース構築

- (ウ) 貯留層評価に関する本邦研修
- (I) 簡易資源量評価
- (オ) 地磁気地電流探査（MT探査）の対象地点特定（最有望2～3地点を想定）
- (カ) MT探査実施
- (キ) マスタープラン策定
- (ク) 普及ワークショップ実施

#### 7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年10月下旬)
- (2) プロジェクト事業進捗報告書（第1号） (2014年3月下旬)
- (3) プロジェクト事業進捗報告書（第2号） (2014年9月下旬)
- (3) ファイナルレポート (2015年3月中旬)

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- ア 総括/地熱開発計画（評価対象予定者）
- イ 業務調整/データベース構築
- ウ 地質
- エ 地化学
- オ 物理探査
- カ 地熱貯留層評価（評価対象予定者）
- キ 電源開発計画
- ク 環境社会配慮
- ケ 経済性分析

#### 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。